

これまでの合同会合における意見の整理

第4回合同会合までにおける意見（追加意見を含む）を、合同会合の検討課題及び検討スケジュール（第1回合同会合資料4）に即して整理した。【 】は意見に対応する事項を審議予定の合同会合を示す。なお、下線部は前回の合同会合における意見。

化学物質排出把握管理促進法全般

【各回共通】

- ・ 個別の議論をする前に、本法の考え方に関する共通認識として以下の点に留意すべきである。
 - ・ そもそも化管法は、事業者が技術的・経済的に最も合理的な手段を選択し、自主努力により化学物質の環境リスクを低減させることを目的とする法律であり、届出に関する規制はあるものの、排出に関する規制ではないこと。
 - ・ この法律が対象とする環境リスクは、化学物質の人に対する慢性的影響が対象であり、事故等の急性的な影響はこの法律の対象でないこと。
- ・ 法律により企業行動や自治体がどのくらい変わったか、総括が必要。
- ・ 事故やMSDSの扱いなど、他の法律でカバーする範囲の情報を示して欲しい。
- ・ 日本の事故時対応については、消防法等の他法令規定で対応しているようだが、それで充分なのか。例えば、米国のTRIでは、法律の目的は異なるが、事故時を考慮した制度となっている。
- ・ 化管法に対して過剰な役割期待があるようなので、本来の法の特性、性格、限界を説明すべき。
- ・ 化学物質のリスクや制度に関して、全体の考え方を整理する必要がある。
- ・ 米国TRIと同様、化管法についても情報公開法とし、国民の知る権利を定義するよう、目的の変更を検討すべき。
- ・ そもそもの法目的である自主管理促進のためには、中小規模を含めたより多くの事業者に参加してもらうことが重要であり、柔軟な対応が可能な制度とすべき。
- ・ 届出排出量は減少傾向にあることから、環境リスクは軽減していると考えられ、事業者の自主管理が総体として進んでいるとの評価がまずあるべきではないか。

PRTR制度の課題と今後の方向性について

1) 全般的事項

【第2回】【第3回】

- ・ PRTR制度そのものが一般の国民に理解・周知されていない。
- ・ 企業に海外進出に伴い有害物質の排出も移転するのでトータルな把握が必要。
- ・ 制度によりリスクが小さくなることを評価するシステムが必要。

2) PRTRデータの活用策について

【第2回】

- ・ 点源のデータについては自主管理促進の面からアクセスしやすくする必要があ

- り、非点源のデータについては行政・企業・NGOでの利用を考える必要あり。
- 行政や事業者においてはPRTRデータが十分活用されているものの、一般市民が活用するには不十分と感じる。どのような物質が、なぜ問題となっているのか等、一般市民が理解でき、関心を持てるような情報提供が必要。
- 経済産業省・環境省が別々にリスク評価を実施していることについては、可能であれば合同で実施することも検討すべき。リスク評価のデータについては、国として一元化して欲しい。
- リスク評価を両省共同で実施することについては、その目的等を踏まえると必ずしも合同で実施できない場合もある。リスク評価を行う人材育成における課題も含めて今後検討が必要と考える。
- PRTRデータと市民の結びつきが見えにくい。事業者による自主的な削減努力がきちんと評価されるような情報提供の在り方を検討すべきである。
- PRTRデータの集計結果等、各種ホームページへのアクセス数等から市民への情報提供の状況を評価すべきではないか。
- リスク評価が難解であることが、一般市民の関心が低い理由の一つである。「排出量」と「濃度」を公開すれば一般市民がリスクを評価できるという訳ではなく、具体的にどの物質がどの程度の濃度で問題になるのか等、一般市民に分かりやすい情報を提供すべきである。

3) PRTRデータの提供方法について

【第2回】

- 法律対象外事業者の自主的なデータ公表を国の制度の中で行う柔軟性が必要。
- PRTR 排出量が健康や生態系にどのような影響を与え、取組がリスクの削減にどの程度役立つかについても情報提供や啓発が必要。
- 総排出量の議論をするのではなく、大気・水・土壌などの媒体別と業種との相関関係が分かるデータの提供など、国民の理解を促進するための情報提供が必要。
- 実際に開示請求を行っているのはどのような人たちか。また、開示請求件数は年々減少しているが、制度上の問題があるのか。
- 「グリーン購入」等の自治体を実施している環境配慮やリスク削減に係る取り組みを明確にして、住民が安心感を持てるような情報提供が必要。
- 現在の開示データでは、一般市民はなかなか知りたい情報にたどり着けないのが現状。国が開発した検索システムがセットとなり利便性は向上したものの、国・事業者・NGO等が連携して、一般市民の関心を高めていく努力が必要。
- 現行の開示請求制度でも、事実上は個別データの一律公表と変わらないという印象はあるが、一律公表によって、更にデータ活用の機会が増えると考ええる。
- NGOでも個別データを公表しているが、データ整備等に時間を取られている。国が公表してくれれば、NGOは違う活動に注力出来るので、国による公表制度として欲しい。
- 化管法の目的であるリスクの削減を進めるためには、有害性を加味した排出削減量など、PRTRデータとハザード情報とを組み合わせた情報提供も必要ではないか。

< 座長の整理 >

- ・ 個別事業所データを一律公表する方針について、了解が得られた。

4) 地方公共団体の役割について

【第2回】

- ・ 自治体への立入権限付与等の意見があるが、未届出事業者の追求を目的とするのであれば、自治体では人員削減が進んでおり、成果は期待できない。個別データを公表し、常に地域住民から見られている環境を整えることによって、事業者の自主的取り組みを促進させることが必要。
- ・ P R T R 経由事務を行う自治体は、他法令で立入権限を有している政令指定都市等などと整合化すべき。
- ・ 未届出事業者対策やデータの精度向上はP R T R 制度の大きな課題である。自治体においても積極的に取り組んでいただきたい。

< 座長の整理 >

- ・ 地方公共団体の役割については、経由事務を行う自治体を拡大すべきとの提案があったが、それ以外には特段の積極的な意見なかったものと整理したい。

5) 届出事項について

【第3回】

< 現在の届出項目の精緻化について >

- ・ リスク評価の観点からは、下水道、廃棄物に移動した後が追えないことが問題。放流先下水道名、廃棄物処理方法を届出項目に追加することを検討してはどうか。
- ・ リサイクル促進のため、廃棄物としての移動量からリサイクルに回される分を除くべき。
- ・ 事業所外に移動した化学物質の行方を把握することは、化管法の目的からも重要な課題である。廃棄物あるいは下水道の排出先を届出事項に加えることが一つの方策として考えられるが、排出事業者の負担を増加させることになるので、どの程度の負担になるか見極める必要がある。廃棄物については、排出先ではなく処理方法を記載することが適切かもしれない。

< 現在届出項目になっていない項目の追加について >

- ・ 届出事項の拡充を検討してほしい。東京都では条例によって、100kg 以上取扱事業者に対して「使用量」等の報告を義務づけており、業種毎の使用量に対する排出量の割合(排出率)等を把握したデータ解析が可能である。これらのデータは、事業者にとっても排出削減努力の指標のひとつになると考えられる。
- ・ 排出原単位のみで企業の取組を評価することはできないが、排出量データとセットで評価に用いることができる。
- ・ 取扱量を提出させることにより、物質収支のチェック、排出量データのチェックができる。
- ・ 取扱量については、届出はさせるが開示はしないということも考えられる。少な

- くとも行政は取扱量を把握しておくべき。
- ・化学業界では溶剤回収等のリサイクルも多いことから、「取扱量」の扱いは慎重にすべきと考える。
 - ・事業者の削減努力の把握のために使用量・取扱量・製造量等を扱うのであれば、それらの定義を明確にした上で、情報提供の可否についての慎重な議論が必要。
 - ・新たな届出項目を要求するのであれば、情報をどのように使うかを考えることが必要。
 - ・新たなデータの要求については、事業者負担も考慮し、法律の趣旨を反映したデータかどうかの検討が必要。また、国と自治体とでは期待される役割、必要とされるデータも異なることから、国が一律的に全てのデータを求めるべきではない。むしろ現在実施中の制度の更なる充実を図ることが重要である。
 - ・取扱量の届出事項への追加については、その目的・効果が不明確であること、また化学物質の自主管理は、リスクの低減の観点から取り組むことが重要であり、現行の届出事項である排出量によってリスクの有無で評価すべきであり、評価基準が誤ったダブルスタンダードになりかねない取扱量の届出事項への追加には反対である。
 - ・取扱量が生産量と同等である業種においては、取扱量は営業秘密に当たると考えられ、仮にこれを公表した場合、事業活動に不利益を生じることになることから、取扱量を届出事項に追加することには反対である。
 - ・取扱量の届出事項への追加については、独禁法上の問題、生産コストの試算が容易になる問題、製造者と輸入者の公平性の問題があることから、反対である。
 - ・削減対策が十分かどうかはリスク評価で判断すべきである。リスク評価に必要な情報は排出量であって、原単位で評価することはできないことから、安易に取扱量を届出事項に追加するべきではない。
 - ・事業者において取扱量は把握しているが、法目的は環境影響の未然防止にあり、排出量そのものをいかに削減するかにかかっている。従って、届出事項は現在の排出量・移動量で十分であり、また、取扱量には企業秘密の問題もある。
 - ・住民の関心は事故時の対応にある。P R T R制度への関連データの取り込みについて議論が必要。
 - ・事故対応では貯蔵量の届出という議論になるが、すでに消防法等で届出はなされている。
 - ・米国の制度では、保管量は事故時を想定して届出事項としており、P R T Rとは別の制度で考えるべきではないか。
 - ・取扱量や貯蔵量等については、自治体レベルで地域のニーズに応じて対応すればよい。

6) 未届出事業者への指導対策について

【第3回】

- ・化管法は自主的取組を促進する法律であり、それを担保する仕組みとして情報（排出量）の届出があるのだから、未届けには厳格に対処すべき。
- ・未届け事業者には、過料の適用を検討すべき。

- ・ 20万円という過料の額は少なすぎるのではないか。
- ・ 現状の未届出事業者は中小事業者が多いと考えられ、リスク評価上あまり重要ということはない。完璧を求めて未届けの解消にコストをかけすぎるべきではない。
- ・ 未届出事業者はどのような事業者が多いのかを分析して、対応を検討すべき。
- ・ 自治体が各種台帳を使って届出状況をチェックしているのはよいこと。このような情報を共有できるシステムが大切。
- ・ 個別の届出情報を公表することにより、未届出事業者へのチェック機能が働くという効果もある。
- ・ サプライチェーンの中で、中小企業も ISO14000 シリーズに基づく監査を受けるようになってきており、未届出事業者を淘汰する役割を果たしているのではないか。

7) 対象物質と対象事業者の要件について

【第3回】

<対象物質について>

- ・ 代替の促進という観点から、有害性の低い物質を対象にしない考慮が必要。
- ・ データ活用の面からの大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの法令とのリンクが薄い。P R T Rにおいて大気揮発性有機化合物(VOC)や水質の有機体炭素(TOC)などを包括的にとらえられないか。
- ・ 物質選定に当たり、リスクを考えるためには、毒性・安全性の強さの概念を取り入れる必要がある。
- ・ リスクがはっきりしないものを対象とするのが法の当初の趣旨。
- ・ 過去5年間継続して届出や排出がない物質については、安易に対象から外すのではなく、物質代替などの理由を分析した上で、行うことが必要。
- ・ 失効農薬もある一方、新たな農薬も出てきている。その面での見直しも必要。
- ・ 対象物質の検討に当たっては、代替物質についても把握が必要。
- ・ 国によるGHS分類結果についても、P R T R対象物質選定の時と作業手法が違うのでそのまま用いることはできないかもしれないが、違いを把握した上で考慮に入れるべき。
- ・ 暴露関係のデータについては、現行の指定物質についてチェックするだけでなく、新たな対象物質の追加という観点からも行うべき。
- ・ 物質の追加については、コストパフォーマンスを考慮すべき。
- ・ 化学物質のリスク管理の分野でも国際整合が求められており、対象物質の見直しにおいても国際整合について考慮すべき。
- ・ 特定第一種指定化学物質については、発がん性だけでなく、変異原性及び生殖毒性も考慮すべき。
- ・ 対象物質選定のためのハザード要件を急性毒性物質に拡大することは、化管法の目的に外れること及び毒劇法の規制対象になっていることから反対である。
- ・ 対象物質の選定において、GHSとの整合化を図ることは妥当であるが、GHSが国際調和を目指した制度であることを勘案し、各国の分類状況にも留意し、拙速に我が国だけが先行することは避けるべきである。
- ・ 届出や排出がない物質の削除だけではなく、最新の有害性情報を取得し、現行の暴

露・有害性の基準に照らして見直しを実施すべきである。

- ・ GHS等の国際整合も必要ではあるが、基本的には当初のPRTTR対象物質の選定基準に準拠し、最新の暴露情報、有害性情報から見直しを実施することが適当である。なお、その際、事業者に過大な負担を課すことがないように大幅な対象物質の増加を避けること、これまでの届出状況による対象物質の除外や、届出対象から除外した物質の推計の実施についても考慮すべきである。

<対象業種について>

- ・ 対象業種に見直しに当たっては、事業者の負担と排出量の把握による効果を勘案するとともに、公平性、他の法制度での対応状況等を考慮する必要がある。このような観点を踏まえれば、建設業(すくなくとも屋外塗装)については、届出に関して技術的な問題がある他、VOC対策が別途講じられていることから、また、農業における農薬使用は農薬取締法で規制されていることから、加えるのは適当ではないと考えられる。
- ・ 現時点で対象業種を見直す必要はないと考える。農業については、従業員21人以上の事業者の排出・移動量を確認してから議論すべきであり、建設業については、排出地点を特定できないことから、従来どおりの推計で構わないと考える。
- ・ 建設業、農業、漁業等についても、化学物質管理の意識を高めるためには、PRTTR制度の対象にすることが望ましく、業種にかかわらず、一定規模以上の事業者を対象にすることを検討すべき。ただし、対象にすることの技術的な問題(困難さ)も踏まえなければならない。
- ・ 医療業については、現行制度では大学病院であれば高等教育機関として、届出の対象になることを勘案して、一定規模以上の医療施設は対象にすべきではないか。

<対象事業者の要件について>

- ・ 従業員21人未満で年間取扱量1トン以上の事業者の多くは燃料小売業である。当該業種ではペーパーリターンを義務付けている自治体もあり、これを設置してしまえば自主管理においてこれ以上の排出削減効果があるかどうかは疑問であることから、従業員数21人以上を含めて業種の見直しが必要ではないか。
- ・ 従業員数21人という要件は外してもよいのではないか。
- ・ 推計を含めた総排出量のうちすそ切り未満事業者からの排出量は1割程度に過ぎないこと、及び、従業員規模要件を外すとコストが大幅に増大することを勘案すると、今以上に届出範囲を拡大する必要はなく、現行のままでよい。
- ・ 業務をアウトソーシングした場合に対象事業者から外れることがないように配慮が必要。
- ・ 取扱量要件(1トン又は500kg)以下の企業からの排出もあるので、仕切りについて審議が必要。
- ・ 東京都条例のデータでは1トン未満の割合は7%程度に過ぎず、現行の取扱量要件1トン以上は妥当である。

8) 排出量把握手法及び届出外排出量の推計手法について

【第3回】

< 排出量把握手法について >

- ・ P R T R データ精度を上げていくため、事業者側と行政側とで経験を共有し合うことが必要。
- ・ データの精度は自主的取組の在り方や過料適用など法律の根幹に関わる問題であり、高める努力が必要。
- ・ データ精度には、制度上、技術的、コスト負担的制約があることを踏まえ、検証に工夫が必要。
- ・ 排出係数を使った排出量算出手法については、海外諸国においても同様の手法が用いられているが、それらと数値は一致しているのか。また、業界団体等に算出マニュアルを作成するよう国からも積極的に助言・指導等を行うことが必要ではないか。
- ・ 排出係数を使った排出量算出手法については、海外諸国においても同様の手法が用いられているが、それらと数値は一致しているのか。また、業界団体等に算出マニュアルを作成するよう国からも積極的に助言・指導等を行うことが必要ではないか。
- ・ 排出係数は、一度制定したら見直されない傾向があるのではないか。また、国と業界団体においてそれぞれマニュアルを作成しており、これらのリンクがないのは問題。国際的な動向も反映しつつ、国・業界団体のマニュアルの内容を相互に照らし合わせながら定期的に見直すなどの仕組みが必要ではないか。
- ・ 実際の排出量を把握するためには排出係数はきめ細かく策定する必要があり、国においても排出係数の設定状況を把握しておく必要があるのではないか。また、濃度測定時に不検出となる場合の排出量の算出、排出濃度が低くても排出量が非常に大きい場合等の扱いをどうすべきか。
- ・ 算出マニュアルについては、制度制定時に作成したものがほとんどであり、現在の活用状況等の実態を整理すべき。
- ・ 排出量の把握は、あくまで各企業の業態等に応じた手法を用いて算出することが重要であり、企業負担を考慮せず、いたずらに精度向上を目指すべきではない。
- ・ 算出マニュアルが整備されていない業界の実態はどのようになっているのか。
- ・ 我が国の排出係数が圧倒的に小さいのが実態であるが、これは海外と比較して日本の技術は進んでいるためであり、必ずしも一致させる必要はないと考える。また、算出マニュアル上の排出係数は必ず使用すべきものである必要はなく、各事業者の削減努力が進んでいる場合は、そのデータを出せば、算出マニュアルの排出係数を使用しなくても良いのではないか。

< 届出外排出量の推計手法について >

- ・ 非点源データの充実とリスク管理へのつなげ方の議論が必要。
- ・ 平成 15 年度の届出要件の変更（年間取扱量 5 トンから 1 トンに引き下げ）に伴い、届出事業所数は増加しているが、排出量はほとんど変化していない。一方、同年度の届出外排出量は大きく変動しているが、これらは関連があるのか。

- ・ 下水道業からの届出は、下水道法において測定義務がある物質に限定されており、LAS、AEのような界面活性剤などについては届出対象となっていない。
- ・ 届出外排出量の推計については、変更した推計方法で13年度まで遡り再度推計を行い、経年変化を示していただくとよいのではないか。
- ・ 届出外排出量の推計手法については、引きつづき有識者による検討を行い改善することが必要。
- ・ PRTR では、全体として大きな動きをしているところを把握することが必要。特に火力発電所の排ガス中に含まれる微量元素や廃棄物をどうするかを考える必要がある。
- ・ 石炭・石油の大量使用者からの重金属の排出量については、現行の推計手法では不十分であり、環境濃度との比較からも、燃料からの排出を含めないと説明出来ない部分があると感じる。

化学物質の自主管理に関する課題と今後の方向性について

【第4回】

1) 全般的事項

- ・ 環境報告書がCSR報告書となり、環境部分が減っている。ホームページでも欲しい情報が上手く入手できない。

2) 自主的な化学物質管理の在り方について

- ・ 自主的取組制度の国際的なハーモナイズが必要。
- ・ 自主的管理の言葉の定義が重要。どこまでレッセフェール(自由奔放)とし、どこまで第三者の評価や介入を行うかの整理が必要。
- ・ 法律指定外の企業・業種においても自主的取組を促す柔軟性が必要。
- ・ 国や自治体からの一方的な強制ではなく、事業者が自主的にリスク削減に取り組むことが重要。
- ・ 代替物質への転換が排出削減の一つの方法であることも示すべきではないか。
- ・ 例えば市町村レベルなど、公表するデータの単位が小さい方がリスクコミュニケーションにもつながりやすい。事業者はインセンティブがあれば自主的に削減努力を行うのであるから、行政は成功事例の提示などの支援に注力すべき。
- ・ 一元的な物である必要はないが自主管理の効果を示す何らかの指標の策定とともに、業種毎の排出量の変化の違いを業界団体レベルでレビューし、自主管理の仕組みが機能していることを説明できる仕組みを国が整備する必要があるのではないか。
- ・ 届出義務を課さず、国が届出排出量を推定している分野の事業者に対しても、自主管理を促すことができないか。
- ・ 工程別の管理マニュアルについては、労働安全衛生分野でも類似のものがあり、これと連携できればよい。
- ・ 現行制度では、各企業の排出量削減結果をNGOや一般市民が簡単に評価できる仕組みになってない。例えば、取扱量を公表できないのなら排出量の増減要因等を分かりやすく説明する仕組みを考えたらよいのではないか。
- ・ 現在のリスク評価ツールはまだ一部の大企業向けという印象があるため、継続的なセミ

ナーの実施や中小企業向けのツールの開発が望ましい。

- ・ 規制的手法・自主的管理の整理について、VOC対策のように国、事業者それぞれの役割を明確にすべき。あくまで事業者の自主性を前面に出し、国がそれをサポートすることが重要であり、それが人材育成等にも繋がると考える。国は、特に中小事業者向けの指針の策定等に注力すべき。
- ・ 法施行後7年間に蓄積されたデータをどのように活用していくのが重要。例えば国において定期的な報告会を設けるなど、これまでに蓄積されたデータやマニュアル等の知見を整理し、情報の共有化を図るシステム作りをお願いしたい。
- ・ 将来的には、CMR等の特に重要な物質については、事業者の削減計画を踏まえて、国においても削減計画を立てることも必要。また、一般市民の情報へのアクセスも重要な点であり、国際動向を踏まえた制度検討が必要。

3) 事業者によるリスクの把握について

- ・ 事業者にとってリスクの把握と低減は、その方法が分からないことがハードルである。化管法にリスク把握の方法を指針として書き込むことも要検討。

4) より安全な物質への代替について

- ・ 法律による物質指定により指定外の物質への移動が起こる。P R T R物質指定の有効性の裏打ち及び代替物質の把握が必要。
- ・ 物質代替は重要であるが、より安全な物質への代替であることが前提である。毒性がはっきりしない物質への代替なども見られるため、物質代替に際しては、適切な評価を踏まえたうえでの実施が重要。
- ・ 物質代替は、環境リスク低減のために重要であり、精緻なリスク評価だけでなくスクリーニングレベルの評価手法もぜひ取り入れて、広く早く普及することも必要。また、化管法においては、CMR等の高毒性物質の位置付けが希薄であるが、GHS分類によるハザード区分に応じてより安全な物質に代替していく考え方も重要である。
- ・ 化管法の対象外の物質が安全であるということではなく、事業者自らがリスク評価に基づき代替物質を選定する必要があることを、国においても啓蒙・普及してほしい。
- ・ 物質代替する際には、化学物質そのものの安全性だけでなく、品質の問題も含めて総合的な製品としての広い意味のリスク評価が必要。
- ・ 物質代替により本当にリスクが軽減されるのか分からない、データ不足で化管法の対象外となっている物質もあるといった懸念を払拭できるよう、国においてデータ整備や物質代替に関する指針作成をお願いしたい。
- ・ リスク評価といっても完璧なものはなく、物質代替についても国ができることは情報提供くらいまでであり、国がその結果に責任をとることは難しいというのが現実。

5) 化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割について

- ・ 自治体の役割は重要であり、将来的には、行政と事業者が連携して届出情報の精度向上を図っていくべきである。また、自治体に対して届出情報の正確さを確認するための権限を付与すれば、より役割がはっきりするのではないか。

- ・ 事業者に近い立場にある自治体において、物質代替に関する助言等を行っていくことも必要ではないか。
- ・ 事業者にとっても、自治体との繋がりは重要であり、例えば自治体と事業者がそれぞれ使用しているリスク評価モデルについて互換性を持たせて精度向上を図るなど連携していくことが重要。
- ・ 自治体の役割としては、大企業の指導が行き届かないサプライチェーンから外れている中小企業等に対する助言・指導を行うことが重要。
- ・ 事業者の自主的取組の促進のためには、行政による一定の関与は必要だと感じる。

6) リスクコミュニケーション及び人材育成に関する課題と今後の方向性について

- ・ リスクコミュニケーションにおける地域住民の最大関心事項は事故であり、急性毒性物質も対象に加えるべき。
- ・ リスク評価を実施し、リスクについて分かりやすい情報提供を行うことにより、事業者と地域住民とのリスクコミュニケーションが促進されるのではないか。
- ・ 東京都では、VOC対策の自主的取組の促進のため、分野ごとのアドバイザー制度を設けているが、化管法について同様のアドバイザー制度を設けることは対象の分野が非常に多く困難。自治体が個々に制度を設けるより、国の制度を利用する方が合理的であり、企業研修会への講師派遣に止まっている国の化学物質アドバイザー制度の拡大を検討してほしい。

MSDS制度の課題と今後の方向性について

【第5回】

1) 全般的事項

- ・ MSDSについて企業の活用状況や効果が見えにくい。

2) 情報伝達のあり方について

- ・ 商品に含まれている化学物質の情報を、海外を含む消費者に伝えるべき。家庭からの化学物質の排出を使う側が分かっていないのは表示の問題。
- ・ MSDSの記載が不備のため企業の排出削減努力が見えにくくなる例があり、現行ルールの徹底が必要。
- ・ REACHやGHSでは社会全体がハザード情報をどのように活用するのかという点がポイントになっている一方、PRT制度に関するこの場での議論は「措置」をどうするかに偏重しており、「危険有害性」などの情報を正しく地域住民等に伝える仕組みが不十分である。
- ・ 例えば水に排出されている物質について、水生生物への有害性が空欄となっているなどの事例あり。記載の充実が必要。
- ・ MSDSだけでは情報伝達には不十分。ラベルによる情報伝達を導入すべき。
- ・ GHSでは、対象とする全ての危険有害性についての情報伝達を定めており、対象物質の選定とは区別した対応が必要。

3) 国際調和の推進

- ・ G H S に適切に対応し、化学物質管理を徹底するため、対象物質の拡大が必要。

・その他(審議の進め方など)

【各回共通】

- ・ 新しい言葉には解説を加えて欲しい。「調剤」は分かりにくい。
- ・ 法律の枠の外と分かっている市民の関心の観点から発言することもある。
- ・ 現行の枠組みの中での改善と今後の化学物質管理の適正化のための + の議論を分けるべき。
- ・ 会の名前が長い。市民に知ってもらうため 10 文字程度の略称が必要。
- ・ 法令間における情報の共有化が必要。また、届出情報・届出先の一元化等により、事業者の事務手続きの簡素化を図るべきである。